

ID: 354

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	犬の予防注射済票の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【根拠条文】 (予防注射) 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日